

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第3号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
（限定解除審査及び運転免許条件変更審査） 第47条 略			（限定解除審査及び運転免許条件変更審査） 第47条 施行規則第18条の5に規定する限定解除をするための技能の審査（以下「技能審査」という。）及び法第91条の2第3項の規定による条件の変更をすることが適当であるかどうかについての審査は、次の表の左欄に掲げる免許の種類及び同表の中欄に掲げる免許の条件等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる課題について行うものとする。		
免許の種類	免許の条件等	課題	免許の種類	免許の条件等	課題
略			略		
中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）	<u>「中型車、準中型車と普通車はAT車に限る」又は「中型車、準中型車と普通車の旅客車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース、坂道コース及び鋭角コースの走行（坂道コースにあつては、坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>	中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）	「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <small>あい</small> 隘路への進入並びに障害
	「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの※	幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース及び鋭角コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換、路端における停車及び発進、 <small>あい</small> 隘路への進入並びに障害		「中型車は中型車（8トン）に限る」又は「中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	

		物設置場所の通過
	略	
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）	「 <u>中型車、準中型車と普通車はAT車に限る</u> 」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの※	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路^{あい}への進入並びに障害物設置場所の通過</u>
中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）	「 <u>中型車、準中型車と普通車はAT車に限る</u> 」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに障害物設置場所の通過</u>
	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの※	略
準中型自動車	「 <u>準中型車と普通車はA</u>	幹線コース、周回コース、

		物設置場所の通過（AT限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。以下同じ。）を含む。）
	略	
中型自動車免許（以下「中型免許」という。）		
	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換、路端における停車及び発進、隘路^{あい}への進入並びに障害物設置場所の通過（AT限定条件が付されている場合にあつては、坂道コースの走行を含む。）</u>
中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）		
	「中型車は中型車（8トン）に限る」旨の限定を付されたもの	略
準中型自動車		

免許（以下「 <u>準中型免許</u> 」 という。）	<u>T車に限る</u> 旨の限定を付されたもの	<u>曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの※	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過</u>
略		
準中型自動車 仮免許（以下「 <u>準中型仮免許</u> 」 という。）	<u>「準中型車と普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの</u>	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに障害物設置場所の通過</u>
	「準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの※	略
略		
普通自動車仮 運転免許（以下「 <u>普通仮免許</u> 」 という。）	「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>幹線コース、周回コース、曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行、交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに障害物設置場所の通過</u>
	略	

免許（以下「 <u>準中型免許</u> 」 という。）		
	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	幹線コース、周回コース、 <u>曲線コース及び屈折コースの走行、交差点の通行、横断歩道の通過、方向変換並びに障害物設置場所の通過（AT限定条件が付されている場合にあっては、坂道コースの走行を含む。）</u>
略		
準中型自動車 仮免許（以下「 <u>準中型仮免許</u> 」 という。）		
	「準中型で運転できる準中型車は準中型車（5トン）に限る」旨の限定を付されたもの	略
略		
普通自動車仮 運転免許（以下「 <u>普通仮免許</u> 」 という。）	「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されたもの	<u>施行規則第24条第1項の表の普通仮免許の技能試験の課題に準ずる課題</u>
	略	

略		
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	「普通二輪はAT車に限る」、「普通二輪は小型二輪に限る」、「普通二輪は特定二輪のAT車に限る」又は「普通二輪は小型二輪のAT車に限る」旨の限定を付されたもの	略
備考 ※印の付されている条件のほかに運転することができる自動車はAT自動車に限る旨の条件（以下「AT条件」という。）が付されている場合においては、当分の間、審査用車両にそれぞれの免許に係るAT自動車の標準試験車と同じ車体の大きさ等のMT自動車を使用した上で課題に坂道コースの走行を加えて実施し、それぞれの免許に係る合格基準に達する成績を得た場合は、AT条件も併せて解除することとする。		

2～4 略

（限定解除に係る技能教習及び技能審査）

第66条 略

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる自動車は「AT車に限る」旨の限定を付されている <u>第一種免許</u> （ <u>中型免許、準中型免許及び普通免許に限る。</u> ）を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものに限る。）を有する者	略
運転できる自動車は「AT車に限る」旨の限定を付された <u>第二種免許</u> （ <u>中型第二種免許及び普通第二種免許に限る。</u> ）を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から	略

略		
普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）	「普通二輪はAT車に限る」、「普通二輪は小型二輪に限る」又は「普通二輪は特定二輪のAT車に限る」旨の限定を付されたもの	略

2～4 略

（限定解除に係る技能教習及び技能審査）

第66条 運転することができる自動車等の種類を限定された者の限定解除に係る技能教習の教習時間の基準は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の右欄に掲げる教習時間のとおりとする。

運転することができる自動車等の種類を限定された免許を受けている者の区分	教習時間
略	
運転できる普通自動車が「普通車はAT車に限る」旨の限定を付されている <u>普通免許</u> を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していないものに限る。）を有する者	略
運転できる普通自動車が「普通車はAT車に限る」旨の限定を付された <u>普通第二種免許</u> を受けている者又は当該免許に係る卒業証明書（当該卒業証明書に係る技能検定を受けた日から起算して1年を経過していない	略

起算して1年を経過していないものに限る。)を有する者	
略	
A T小型限定普通二輪免許を受けている者に係るA T限定 (A T小型限定普通二輪免許から小型限定普通二輪免許にする場合)	略
略	
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満のA T車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者	略
運転できる中型自動車「中二で運転できる中型車はなく、旅客車は準中型車(5トン)と普通車に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者(「中二で運転できる中型車はない」旨の限定解除に限る。)	中型自動車による9時限
「運転できる中型車がなく、準中型車は5トン未満の車両に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	略
略	
備考	
略	

2～4 略

ものに限る。)を有する者	
略	
A T限定普通二輪免許を受けている者に係るA T限定 (A T小型限定普通二輪免許から小型限定普通二輪免許にする場合)	略
略	
運転できる中型自動車「中型車は8トン未満のA T車に限る」旨の限定を付された中型免許を受けている者	略
「運転できる中型車がなく、準中型車は5トン未満の車両に限る」旨の限定を付された中型第二種免許を受けている者	略
略	
備考	
略	

2～4 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。